

**球磨川流域復興基金交付金事業等**  
**(令和6年4月1日現在)**

# 球磨川流域復興基金交付金事業等 一覧

1 被災者の生活支援、2 被災宅地の復旧支援、3 住まいの再建、4 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援、5 産業復興、6 防災・減災対策、7 復興まちづくり支援

(市町村事業分)

## 1 令和2年7月豪雨被災者等支援交付金

項目	番号	事業名	頁	担当部	担当課	電話番号
1	①	放課後児童クラブ利用者支援事業	1	健康福祉部	子ども未来課	096-333-2225
2	②	復興支援ボランティア連携推進事業	2	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201
3	③	仮設住宅等コミュニティ形成支援事業	3,4	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201
4	④	復興関連ボランティアセンター等運営推進事業	5	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201
5	⑤	被災者見守り対策強化事業	6	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201
6	⑥	農地等被災農業者生活支援事業	7	農林水産部	農産園芸課	096-333-2390
7	⑦	災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業	8,9	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201
8	①	堆積土砂撤去等支援事業	10	土木部	都市計画課	096-333-2521
9	②	被災宅地復旧支援事業	11	土木部	建築課	096-333-2542
10	①	生活再建支援事業	12	健康福祉部	健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2819
11	②	住まいの再建支援事業(市町村事業)	15~17	健康福祉部	健康福祉政策課すまい対策室	096-333-2821
12	③	民間賃貸住宅物件紹介事業	18	健康福祉部	健康福祉政策課すまい対策室	096-333-2821
13	④	木造仮設住宅利活用等支援事業	19	土木部	住宅課	096-333-2547
14	⑤	すまいの安全確保支援事業	20	企画課振興部	球磨川流域復興局	096-333-2609
15	⑥	応急仮設住宅移転等費用支援事業	21	健康福祉部	健康福祉政策課すまい対策室	096-333-2821
16	①	地域営水道施設復旧事業	22	環境生活部	環境保全課	096-333-2302
17	②	農地の自力復旧支援事業	23	農林水産部	農地整備課	096-333-2412
18	③	私道復旧事業	24	土木部	建築課	096-333-2542
19	④	農業用水路・農道の自力復旧支援事業	25	農林水産部	農地整備課	096-333-2412
20	⑤	地域コミュニティ施設等再建支援事業	26	教育庁	文化課(施設に関すること)	096-333-2704
企画振興部				文化企画・世界遺産推進課(用具に関すること)	096-333-2154	
22	⑥	自治公民館再建支援事業	27	教育庁	社会教育課	096-333-2697
23	⑦	消防団詰所等再建支援事業	28	総務部	消防保安課	096-333-2116
24	⑧	法定外公共財産関連施設復旧支援事業	29	土木部	港湾課	096-333-2517
25	⑨	林業者の森林作業道の自立復旧支援事業	30	農林水産部	森林整備課	096-333-2434
26	⑩	公立学校施設設備等の復旧支援事業	31	教育庁	体育保健課(用具に関すること) 施設課(施設設備に関すること)	096-333-2711 096-333-2714
27	⑪	被災文化財(指定文化財及び国登録文化財)復旧支援事業	32	教育庁	文化課	096-333-2704
28	⑫	漁船航路復旧支援事業	33	農林水産部	漁港漁場整備課	096-333-2465
29	①	商店街等街路灯管理支援事業	34	商工労働部	商工振興金融課	096-333-2326
30	②	仮設商店街整備支援事業	35	商工労働部	商工振興金融課	096-333-2326
31	③	仮設商店街にぎわい創出支援事業	36	商工労働部	商工振興金融課	096-333-2326
32	④	畜産物輸出再開支援事業	37	農林水産部	畜産課	096-333-2397
33	①	田んぼダム協力支援事業	38	農林水産部	団体支援課	096-333-2369
34	①	復興まちづくり拠点施設整備等支援事業	41	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2609
35	②	消防体制強化推進事業	42	総務部	消防保安課	096-333-2116
36	③	グリーンニューディール創出支援事業	43	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2610
37	④	豪雨災害の記憶・教訓伝承推進事業	44	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2609
2 球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金						
38	②	球磨川水系防災・減災ソフト等対策事業	39,40	企画振興部	球磨川流域復興局	096-333-2610

### ① 放課後児童クラブ利用者の支援

#### 支援内容

被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料の全部又は一部を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

- ・ 次の要件を満たす世帯に係る民営の放課後児童クラブの利用料  
居住する家屋が半壊以上の世帯

##### 【支援対象期間】

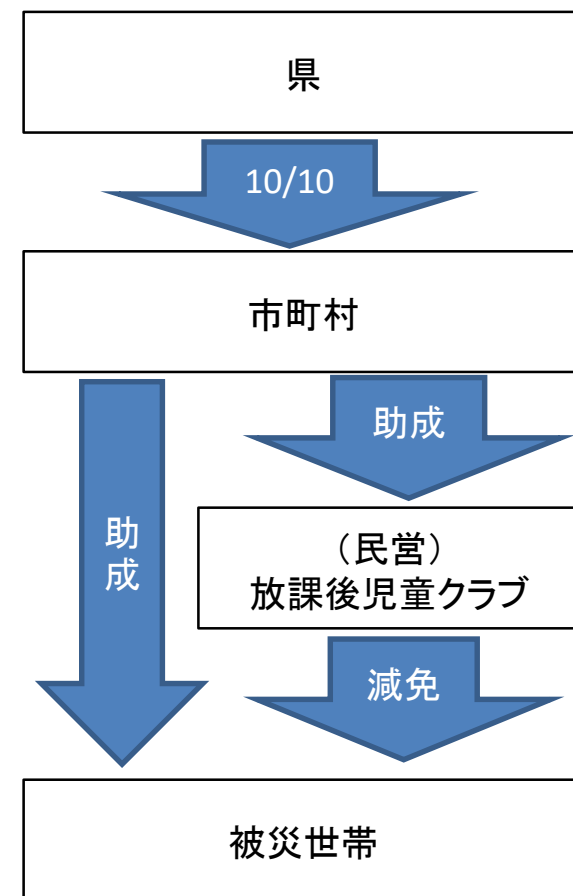
- ・ 令和2年7月から令和3年3月までの9か月間  
(他の類似制度における利用者負担額の減免に係る国の特別の支援期間と同一とするが、当面は令和2年度末までとする)

##### 【交付基準】

- ・ 次の基準に基づき、交付する。
  - ①全壊・大規模半壊世帯・・・<利用料> × 10 / 10 以内
  - ②中規模半壊・半壊世帯・・・<利用料> × 1 / 2 以内

※ 民営のクラブが令和2年7月豪雨を事由とする利用料を減免する場合、当該減免額に対して助成する市町村に交付。民営のクラブが利用料を減免しない場合、各市町村の被災世帯への助成に対して交付。

※ 各市町村で上記を上回る減免又は助成を行う部分に関しては、各市町村負担。



## 【基本事業1】 被災者の生活支援

### ② 復興支援ボランティアの連携推進

#### 支援内容

被災地域の方々と連携して、迅速・効果的な被災者支援を進めるため、災害ボランティア団体の被災者支援に係る活動経費を助成する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

災害ボランティア団体の被災者支援に伴う次のメニューに係る活動経費

- ①子ども支援、親支援(子どもの遊び場づくり、育児支援等)
- ②日常生活支援(移動・買い物等)
- ③被災地域の自立的復興に向けた人材育成支援(住民リーダー)

##### 【支援対象期間】

- ・ 令和2年10月から令和7年3月まで  
(仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり)

##### 【交付基準】

- ・ 対象:災害ボランティア団体による被災者支援を必要とする市町村
- ・ 1団体当たりの上限額:1,000千円



# 【基本事業1】被災者の生活支援

## ③ 仮設住宅等のコミュニティ形成の支援

### 支援内容

応急仮設住宅(建設型・賃貸型)等における住民主体のコミュニティ形成を促進し、住民同士の顔の見える関係づくりや互助・共助の取組みを支援するため、住民リーダーや自治組織等の活動経費を助成する。

### 支援対象経費

#### 【支援対象経費】

- ①仮設住宅住民等の地域コミュニティ形成に資する活動経費(勉強会、見守り活動、住民イベントの開催など)
- ②被災自治組織の防犯灯電気料金(被災により住民が減った自治会で管理する防犯灯)

#### 【支援対象期間】

令和2年10月から令和7年3月まで

(仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり)

#### 【交付基準】

##### ①地域コミュニティ形成に資する活動経費

対象:仮設住宅(建設型・賃貸型)等の住民が参加する次の自治組織等

- (1) 応急仮設住宅(建設型)の入居世帯で構成された自治組織
- (2) 応急仮設住宅(建設型・賃貸型)の入居世帯が所属する既存の自治組織  
(自治組織の構成世帯のうち仮設入居者が2割以上)
- (3) 応急仮設住宅(賃貸型)の拡散した入居世帯に対し地域リーダー等が呼びかけて形成された任意組織

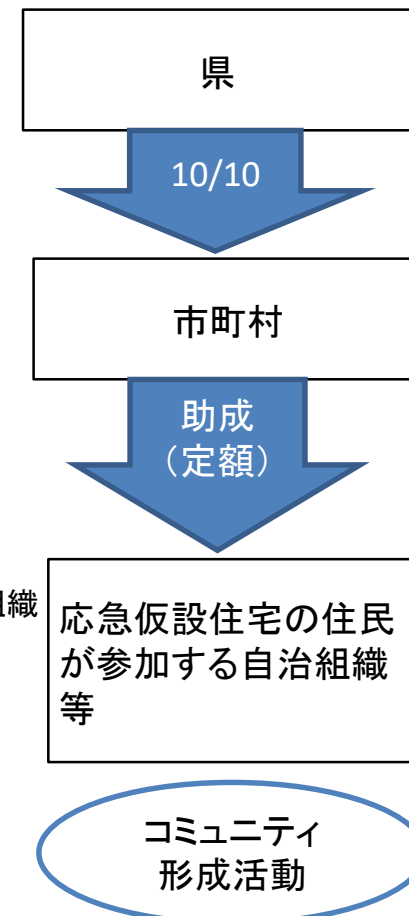
交付額:自治組織等から提出される事業計画のうち必要と認められる経費について下の区分ごとの上限額まで交付する(年額)。

- (1) 5~50世帯:100千円 51~100世帯:150千円 101世帯以上:200千円
- (2) 5~50世帯:50千円 51~100世帯:75千円 101世帯以上:100千円
- (3) 5~9世帯が参加するグループ:25千円  
10世帯以上が参加するグループ:50千円

※(1)及び(3)については、同一世帯の異なる自治組織等での重複算定は認めない。

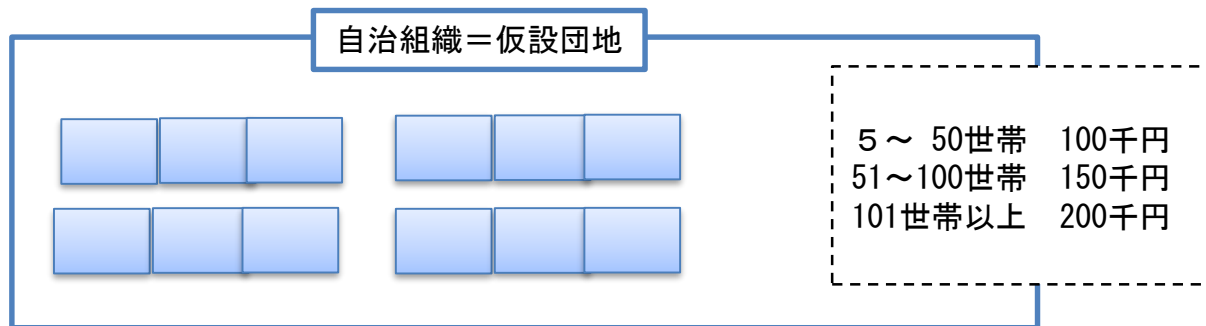
##### ②被災自治組織の街路灯・防犯灯電気料金

- ・ 対象:被災により住民が2割減少した自治組織
- ・ 交付額:電気料に要する経費×1/2以内(上限額:6千円/灯)

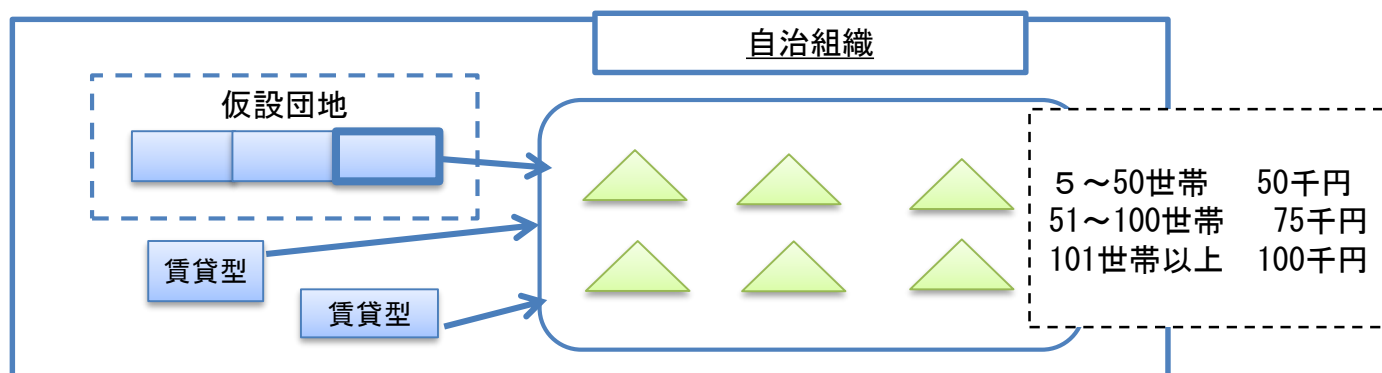


### 【①-3 参考】自治組織等の考え方

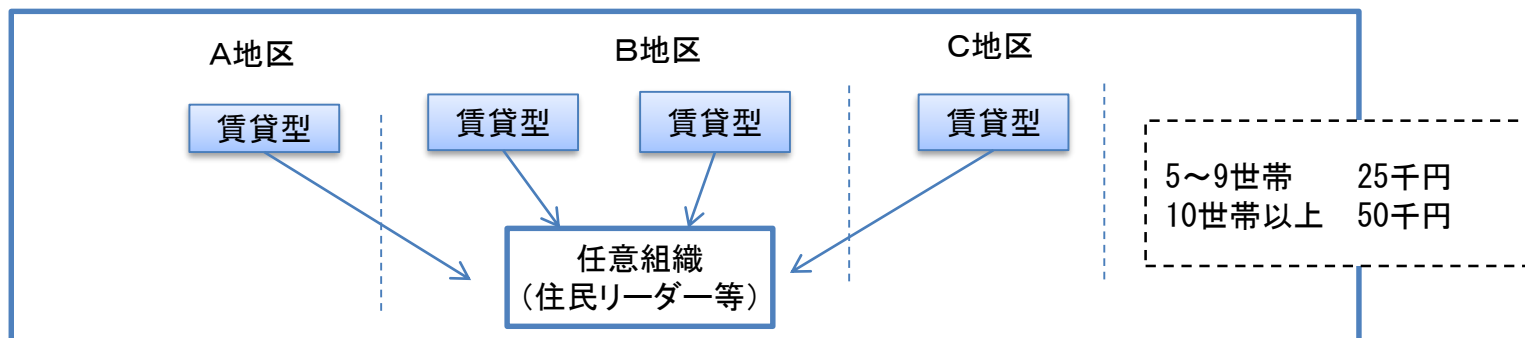
#### (1) 建設型の応急仮設団地の自治組織（独立型）



#### (2) 既存自治組織への参加



#### (3) 応急仮設住宅（賃貸型）の入居者が参加するグループ等



# 【基本事業1】被災者の生活支援

## ④ 復興関連ボランティアセンターの運営支援

### 支援内容

復興関連業務(片づけ、引っ越し等)を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会に対して、同センターの運営に要する経費を補助する。

### 支援対象経費

#### 【支援対象経費】

復興関連業務を行うボランティアセンターの運営に要する経費  
(人件費、事務費、広報その他ボランティアセンターの活動全般に要する経費)

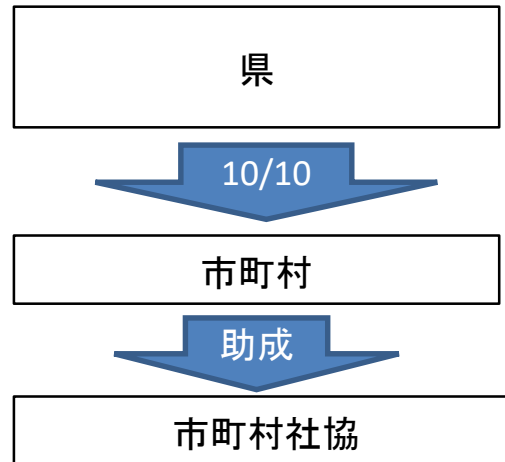
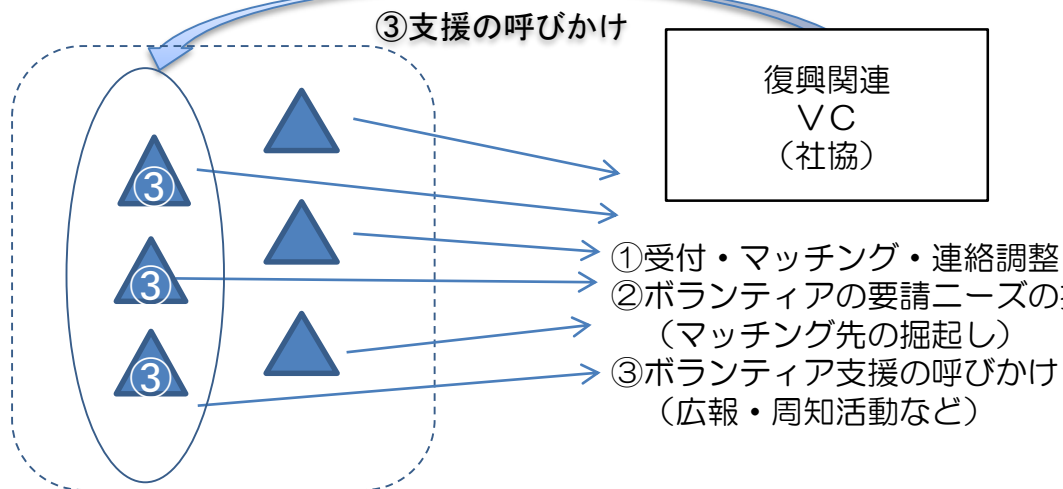
#### 【支援対象期間】

令和2年10月から令和7年3月まで  
(仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり)

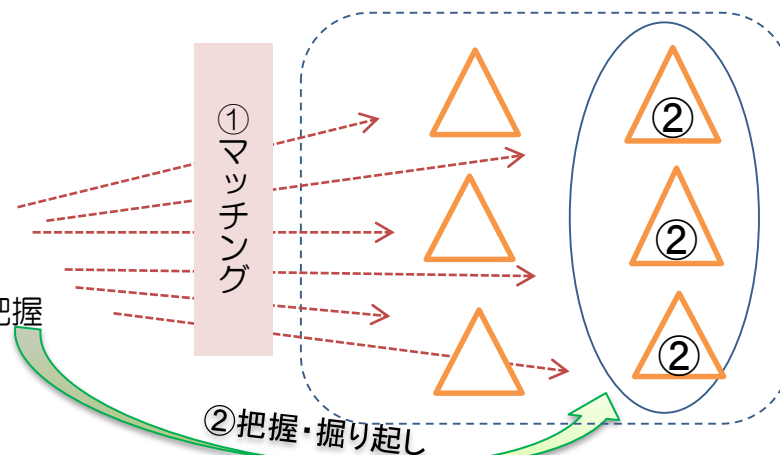
#### 【交付基準】

- ・ 対象:復興関連業務を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会
- ・ 1団体あたりの上限額:2,400千円

一般ボランティア



被災者 (要請ニーズ)



# 【基本事業1】 被災者の生活支援

## ⑤ 被災者見守り対策の強化

### 支援内容

応急仮設住宅(建設型・賃貸型)に入居する独居高齢者世帯、要配慮世帯が安心した日常生活を送ることができるよう見守りの体制を強化する。

### 支援対象経費

#### 【支援対象経費】

応急仮設住宅(建設型・賃貸型)に入居する独居高齢者世帯(65歳以上)及び要配慮世帯に対する見守り強化対策として、市町村が民間セキュリティ会社等を利用した緊急通報システムを設置する経費

#### 【対象者】

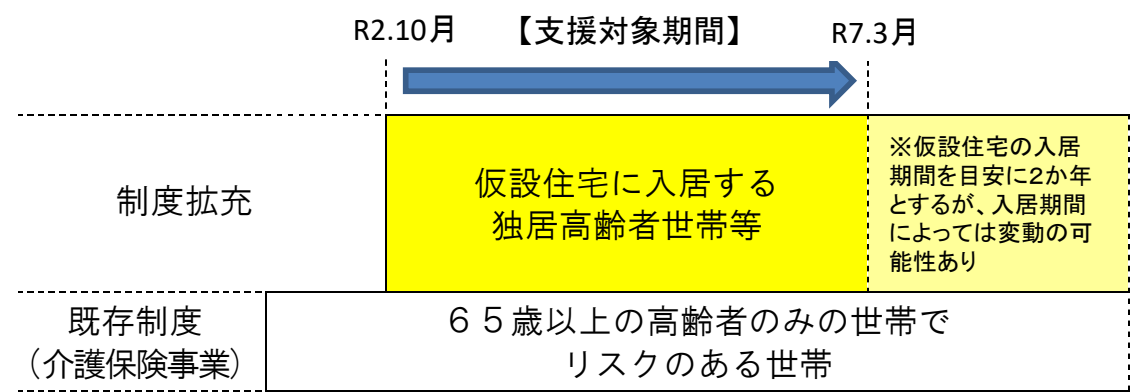
応急仮設住宅(建設型、賃貸型)に入居する以下①～③のいずれかに該当する者で、見守り対策の強化が必要な者

- ①独居高齢者世帯(65歳以上)
- ②要配慮世帯
- ③上記のほか、市町村長が特に必要と認めるもの

#### 【交付基準】

設置に要した実績額を交付

- ・ 補助率:10/10以内
- ・ 補助上限:通報装置の利用に係る費用(4,000円×月×世帯数)  
+通報装置の設置及び撤去費用(10,000円×世帯数)  
※上限額を超える場合は個別に協議すること





### ⑥ 農地等被災農業者の生活支援

#### 支援内容

被災農地等の復旧工事の工程等により当該年度の作付けが出来ない被災農業者が、一時的な借地や機械借り上げ等により営農を維持する場合に、必要な掛かり増し経費を助成する。

#### 支援対象経費

##### 【対象者】

令和2年7月豪雨で農地が被災し、次期作の作付け準備開始までに復旧工事等が終了しないため、借地による代替農地で営農を維持する農業者

##### 【支援対象経費】

復旧工事に係るほ場の代替耕作地の借地料、機械借り上げ・運搬経費等の掛かり増し経費

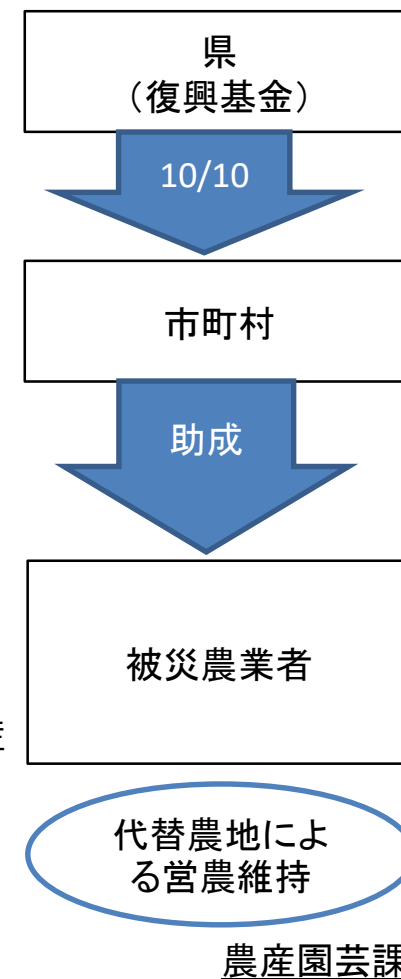
##### 【支援対象】

令和2年7月豪雨発生後1年以内に作付けをするもので、令和2年産または令和3年産のもの(ただし、借地期間は原則1年以内とする。)

##### 【交付基準】

補助率: 10/10以内

補助上限: 22,000円/10a



## 【基本事業1】被災者の生活支援

### ⑦ 災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業

#### 支援内容

災害公営住宅等における住民主体のコミュニティ形成を促進し、住民同士の顔の見える関係づくりや互助・共助の取組みを支援するため、自治組織等の活動経費を助成する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

災害公営住宅等の地域コミュニティ形成に資する活動経費（勉強会、見守り活動、住民イベントの開催、集会所で使用する備品等の購入など）

##### 【支援対象期間】

災害公営住宅等の入居開始月から3年を過ぎた年度の3月まで

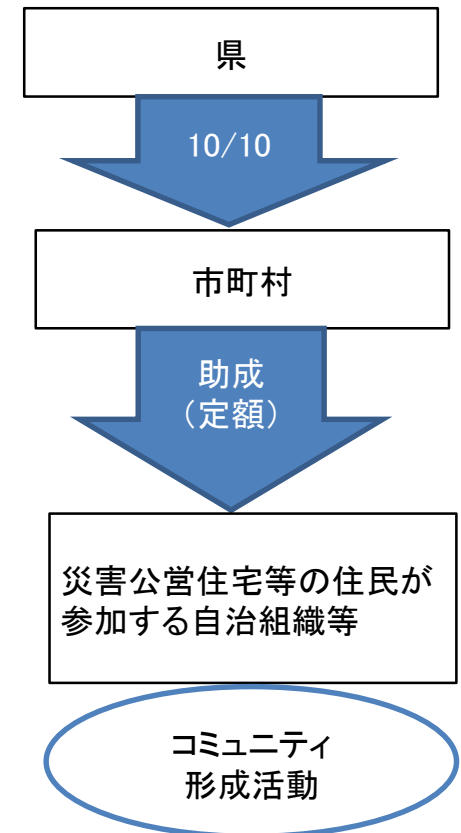
##### 【交付基準】

対 象：災害公営住宅等の住民が参加する次の自治組織等

- (1) 災害公営住宅等の入居世帯で構成された自治組織等
  - (2) 災害公営住宅等が属する地域の自治組織等
  - (3) 災害公営住宅等の入居世帯及び同地域の住民により形成された任意組織
- ※(2)については災害公営住宅等の入居者が1世帯以上参加していること。

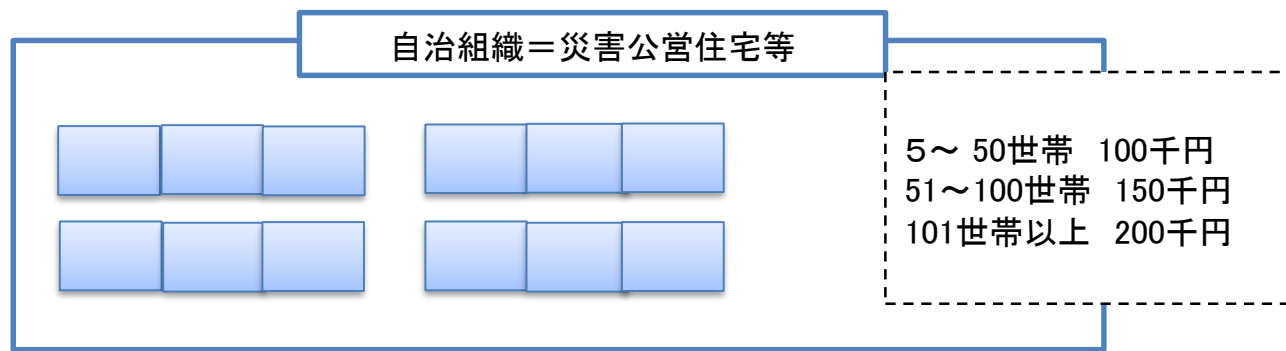
交付額：自治組織等から提出される事業計画のうち必要と認められる経費について下の区分ごとの上限額まで交付する（年額）。

- (1、2) 5～50世帯：100千円 51～100世帯：150千円 101世帯以上：200千円  
 (3) 5～50世帯：50千円 51～100世帯：75千円 101世帯以上：100千円  
 ※(3)については、同一世帯の異なる任意組織での重複算定は認めない。

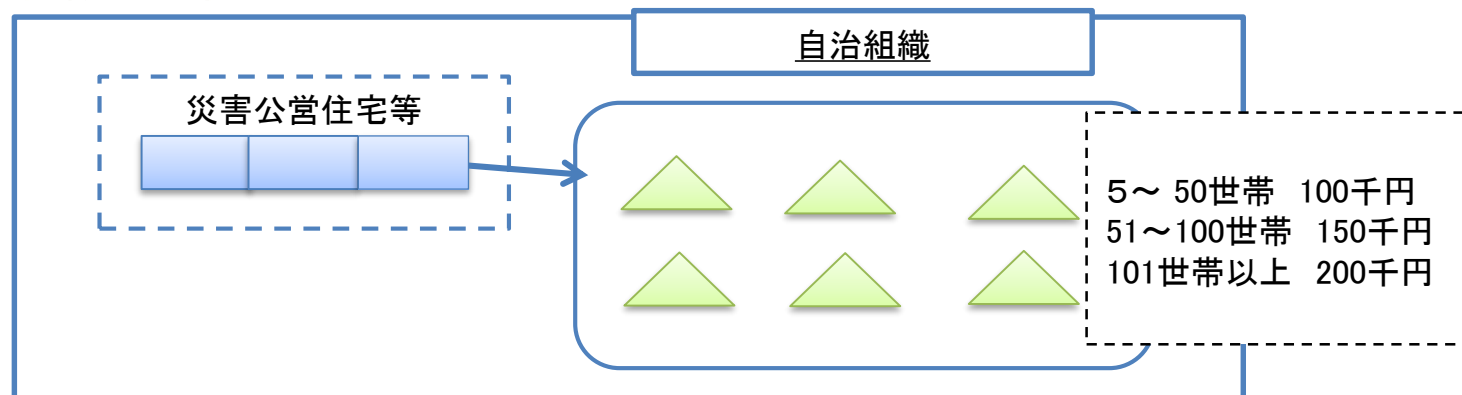


## 【①-7 参考】自治組織等の考え方

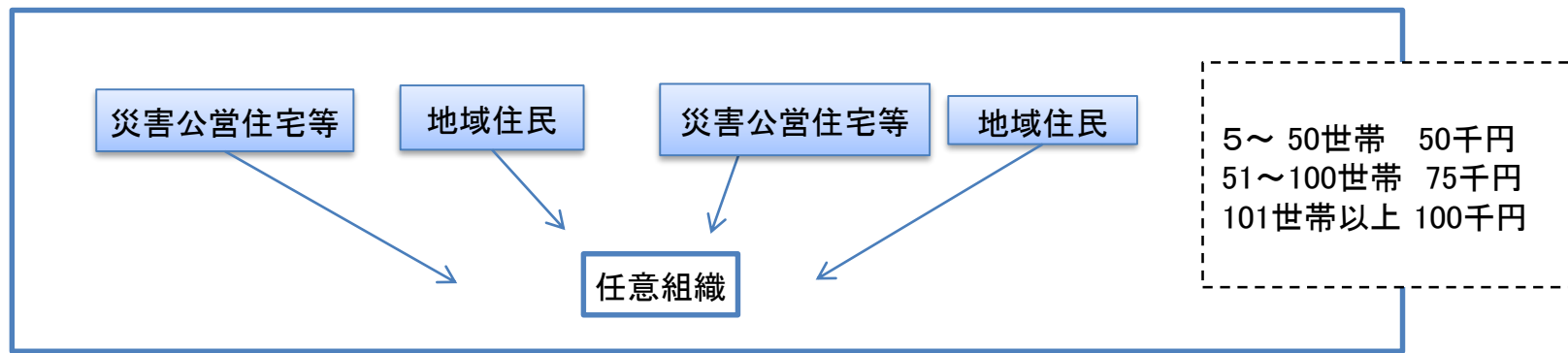
### (1) 災害公営住宅等の自治組織(独立型)



### (2) 既存自治組織への参加



### (3) 災害公営住宅等の入居者が参加するグループ等



## 【基本事業2】 被災宅地の復旧支援

支援期間終了

### ① 堆積土砂撤去等支援事業

#### 支援内容

宅地内に堆積した土砂の直接排除を行う市町村に対し、県単独で50%を補助するが、国庫補助を受けた場合の市町村の実質負担（2.5%）と同等の負担となるよう、基金事業として上乗せ補助を行う

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

国庫補助事業の対象とならない市町村又は地域における土砂排除に要する経費  
（補助対象経費については国庫補助事業で対象と認められる経費に準じる）

##### 【支援対象期間】

- ・原則1年

##### 【交付基準】

- ・補助率： 47.5%以内（県単独補助50%への上乗せ）
- ・上限額： なし

## 【基本事業2】 被災宅地の復旧支援

### ② 被災宅地復旧支援事業

#### 支援内容

生活再建を図る被災者に対し、被災宅地の復旧に要する経費の一部を支援する。

#### 支援対象経費

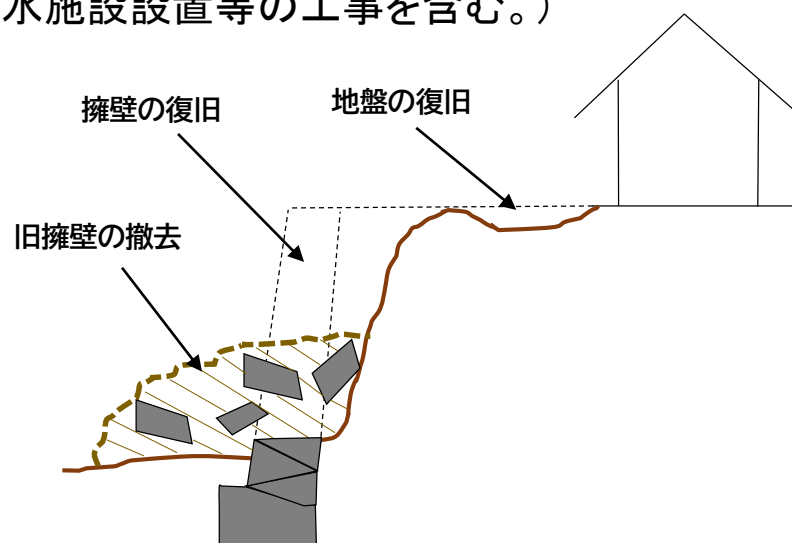
##### 【支援対象経費】

被災宅地の原形復旧を基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む。）

- ① のり面の復旧工事
- ② 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去や擁壁に関する排水施設設置等の工事を含む。）
- ③ 地盤の復旧工事

##### 【交付基準】

- ・ 補助率：対象事業費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額以内
- ・ 上限額：対象事業費1,000万円まで（交付上限額633万円）



## 【基本事業3】 住まいの再建

### ① 生活再建の支援

#### 支援内容

市町村が行う被災者の生活・住まいの再建に関する広報や市町村外避難者への情報提供等に要する経費を補助することにより、被災者の早期の生活再建を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

市町村が行う被災者の生活・住まいの再建に関する広報の実施及び市町村外避難者への情報提供等に要する経費

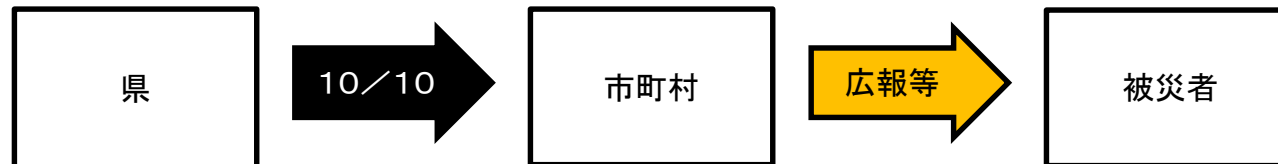
##### 【支援対象期間】

令和2年10月から令和7年3月まで

(仮設住宅の入居期間を目安に2か年とするが、入居期間によっては変動の可能性あり)

##### 【交付基準】

補助率: 10/10以内    補助上限額: @110円 × 半壊以上世帯数  
+ @350円 × 市町村外避難世帯数 × 12月

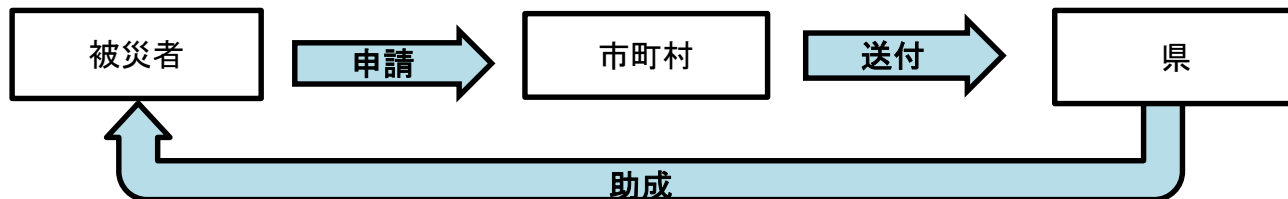


## 【基本事業3】 住まいの再建

### ② 住まいの再建支援(自宅再建利子助成) 【実施主体: 県】

#### 支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、金融機関等から融資を受けて、県内で住宅を新築し、購入し、又は補修する場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して助成する。



#### 支援対象経費

##### 【対象となる住宅】

金融機関等から融資を受けて、県内で新築し、購入し、又は補修する住宅(令和2年7月5日以降に契約したものに限る。)

##### 【対象者】

次の(1)及び(2)の要件を満たす者

(1) 次の①～④のいずれかに該当する者

① 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者

(「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者」を除く)

② 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者

③ 半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者

④ 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

(2) 知事が別に定める世帯年収(所得)以下の者

##### 【交付基準】

住宅に係る借入額(借入額が850万円を超える場合は、850万円)の利子の支払いを、借入時の貸付利率(独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資(建設資金・購入資金)」の融資金利(団体信用生命保険に加入していない場合に適用される金利)を超える場合は、当該融資金利)及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額を、1世帯当たり1回限り助成する。

(助成額の例)借入額1,000万円、貸付利率0.80%(住宅金融支援機構の融資金利0.55%)、35年ローンで試算する場合

→ 借入額850万円 融資金利0.55% 35年ローン(元利均等月賦支払) → 846,000円

##### 【事業期間】

令和2年7月5日から令和7年7月4日まで

(応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。)

健康福祉政策課 すまい対策室

## 【基本事業3】 住まいの再建

### ② 住まいの再建支援(リバースモーゲージ利子助成) 【実施主体: 県】

#### 支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資(高齢者向け返済特例等)を受けて、県内で住宅を新築し、購入し、又は補修する場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して助成する。



#### 支援対象経費

##### 【対象となる住宅】

金融機関等からリバースモーゲージ型の融資(高齢者向け返済特例等)を受けて、県内で新築、購入又は補修する住宅(令和2年7月5日以降に契約したものに限る。)

##### 【対象者】

- (1) 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者  
(「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者」を除く)
- (2) 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者
- (3) 半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者
- (4) 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

##### 【交付基準】

住宅に係る借入額(借入額が850万円を超える場合は、850万円)に、借入時の貸付利率(独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資(建設資金・購入資金)」の融資金利(団体信用生命保険に加入していない場合に適用される金利)を超える場合は、当該融資金利)を乗じて算出した額に20を乗じて得た額を、1世帯当たり1回限り助成する。

(助成額の例) 借入額1,000万円、貸付利率1.97%(住宅金融支援機構の融資金利0.55%)で試算する場合  
→ 借入額850万円 × 融資金利0.55% × 20年 = 93.5万円

##### 【事業期間】

令和2年7月5日から令和7年7月4日まで  
(応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。)



## 【基本事業3】 住まいの再建

### ② 住まいの再建支援（転居費用助成）

#### 支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅、公営住宅等への転居に伴う荷物の移動に要する費用を定額で助成する。

#### 支援対象経費

##### 【対象世帯】

- (1) 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者  
(市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者を除く)
- (2) 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者
- (3) 半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者
- (4) 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定された者

##### 【交付基準】

令和2年7月4日以降に応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、その後、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅若しくは公営住宅等へ転居した場合に、1世帯当たり1回限り助成する。

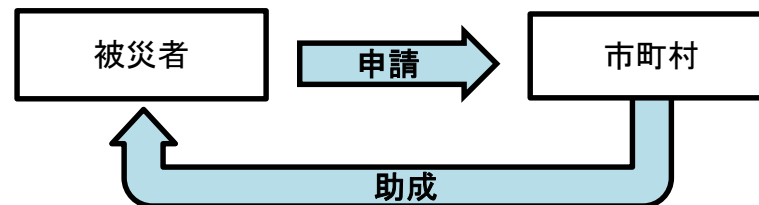
##### 【助成額】

一律100千円

##### 【事業期間】

令和2年7月5日から令和7年7月4日まで

(応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。)



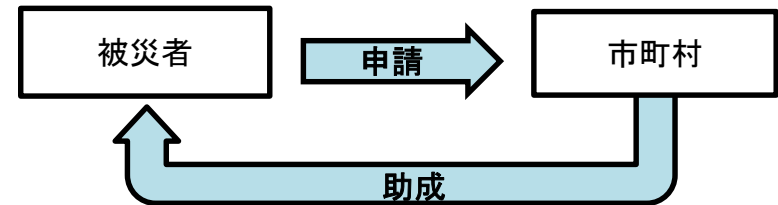
## 【基本事業3】 住まいの再建支援

### ② 住まいの再建支援（民間賃貸住宅入居助成）

#### 支援内容

発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、再建先として県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を定額で助成する。

#### 支援対象経費



#### 【対象者】

- (1) 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者  
（「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者」を除く）
- (2) 全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者
- (3) 半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者
- (4) 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

#### 【交付基準】

令和2年7月4日以降に応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、その後、県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用に対して、1世帯当たり1回限り助成する。

#### 【助成額】

一律200千円

#### 【事業期間】

令和2年7月5日から令和7年7月4日まで

（応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。）

## 【基本事業3】 住まいの再建

### ② 住まいの再建支援（公営住宅入居助成）

#### 支援内容

住居が被災したことにより、応急的な住まい等での生活を余儀なくされた者が、再建先として県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用を定額で助成する。

#### 支援対象経費

##### 【対象者】

(1)建設型応急住宅、賃貸型応急住宅入居者で供与期間内に退去した者

（「被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された者」及び「市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない者であり、災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した者」を除く）

(2)全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者

(3)半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者

(4)被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者

※被災者生活再建支援法に基づく加算支援金を受給している場合は対象外

##### 【交付基準】

令和2年7月4日以降に応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、再建先として県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用に対して、1世帯当たり1回限り助成する。

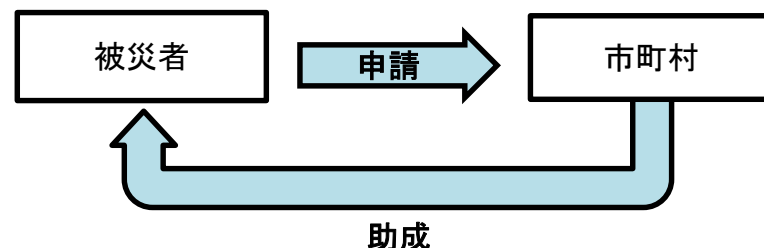
##### 【助成額】

一律100千円

##### 【事業期間】

令和2年7月5日から令和7年7月4日まで

（応急仮設住宅の供与期間は最長2年間のため。供与期間によっては変動の可能性あり。）



## 【基本事業3】 住まいの再建支援

### ③ 民間賃貸住宅物件紹介事業

#### 支援内容

被災した市町村では、個々の不動産業者が持っている民間賃貸住宅等の物件情報の多くが、インターネットへ掲載されていないなど、個別に不動産業者へ問い合わせないと被災者に物件情報が行き届かない状況にある。

このため、当該地域の早期の住まいの再建のために、事業実施市町村へ新たに支援員を配置し、被災地域における物件情報を一元管理し、空き物件を紹介する等の事業経費を支援する。

なお、対象世帯は200世帯を見込んでいる。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

#### 1 人件費（支援員）（令和4年1月～）

事業実施市町村の会計年度任用職員として雇用。支援員による被災地域の不動産情報の収集、賃貸物件等掲示板への掲載、電話や面談による被災世帯への情報提供、被災市町村への情報提供などにより、民間賃貸での再建が円滑に進むよう総合的な支援を行う。

#### 2 執務環境整備費（令和4年1月～）

支援員が執務を行うため、業務に必要な、電話、FAX、インターネット環境、掲示板設置等を行う。

##### 【交付基準】

補助率：10/10以内

## 【基本事業3】住まいの再建

### ④ 木造仮設住宅利活用等支援事業

#### 支援内容

木造応急仮設住宅、集会所及び談話室（以下、「木造仮設住宅等」という。）を、被災者の住まいの再建及び創造的復興に資する施設（以下、「被災者の住まい再建等に資する施設」という。）として利活用する際に必要な工事費等の経費を支援する。

#### 支援対象経費

##### 1 現地利活用する場合

###### 【対象事業費】

木造仮設住宅等を、被災者の住まいの再建等に資する施設として現地利活用するために必要な民有地の土地購入に係る経費

###### 【対象者】市町村

###### 【交付基準】

(1) 補助率 1/2以内

(2) 対象事業費の上限

地価公示価格（≒固定資産税基準地価額/0.7）とする。

###### （参考）

- ・現地利活用する場合、改修費及び敷地整備費については、社会資本整備総合交付金が活用できる。

#### 対象期間

###### 【対象期間】

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

##### 2 移設利活用する場合

###### 【対象事業費】

木造仮設住宅等を、被災者の住まいの再建等に資する施設として移設する際に必要な工事費等の経費

###### 【対象者】市町村又は自治会等（自治会又は集落）

###### 【交付基準】

(1) 補助率

- ①設計及び工事監理費 : 10/10（創造的復興に資する施設の場合1/2）以内
- ②移設工事費 : 10/10（創造的復興に資する施設の場合1/2）以内
- ③その他敷地整備費等 : 1/2以内

(2) 対象事業費の上限

- ①設計及び工事監理費 : 550万円/団地
- ②移設工事費 ア) 仮設住宅 : 650万円/戸  
イ) 談話室 : 1000万円/棟  
ウ) 集会所 : 1300万円/棟
- ③その他敷地整備費等 : 200万円/戸（棟）

【その他】次の(1)から(4)のすべてに該当すること

- (1) 被災者の住まいの再建等に資する施設であること
- (2) 工事については、譲与を受けた後に行うものであること
- (3) 社会資本整備総合交付金の対象外経費であること
- (4) 現地利活用が適さない正当な理由があること

## 【基本事業3】住まいの再建

### ⑤ すまいの安全確保支援事業

#### 支援内容

令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域市町村においては、住まいの再建方法や再度災害への不安を抱えている方が多く、さらなる人口減少が懸念されている。

球磨川水系流域治水プロジェクトの完了等を見据え、令和2年7月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進を図るため、災害リスクの低い場所への移転やピロティ化等を行う住民に対し費用を助成する市町村を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象市町村】

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村  
(球磨川流域12市町村及び津奈木町)

##### 【支援対象経費】

- (1) 災害リスクの低い場所への移転に要する経費
- (2) すまいの安全対策等に要する経費

##### 【支援対象者】

以下のすべての要件を満たす被災者

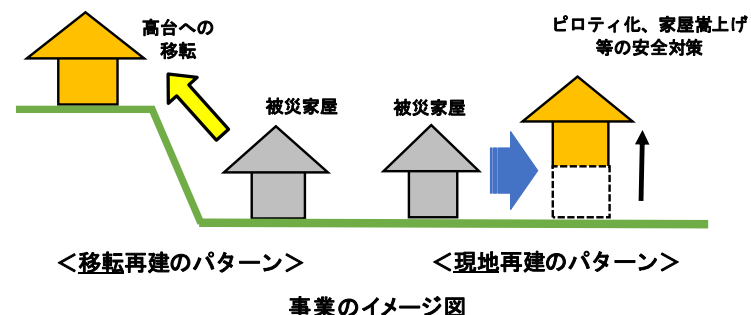
- (1) 自宅が被災したこと(罹災証明を受けた家屋)
- (2) 自力再建をすること(公営住宅や賃貸物件等による再建は対象外)
- (3) 再建方法に応じて以下を満たすこと

##### <移転再建の場合>

- ・ 同一市町村内であり、災害リスクの低い場所であること
- ・ 移転先が被災した地域の場合は、ピロティ化等の安全対策を行うこと
- ・ 移転元地に建物が残る場合には住居の用に供しないこと

##### <現地再建の場合>

- ・ ピロティ化や土砂災害対策等の安全対策を行うこと



##### 【交付基準】

補助率：市町村の支援対象経費の2/3以内  
県上限：2,000千円/件

##### 【支援対象期間】

令和2年7月4日以降

## 【基本事業3】被災者の生活支援

### ⑥ 応急仮設住宅移転等費用支援事業

#### 支援内容

建設型仮設住宅の集約撤去や賃貸型仮設住宅の貸主不同意の場合の自己都合ではない転居費用等の負担の軽減を図るため、その費用を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

#### 1 応急仮設住宅移転費用負担金（令和4年度～）

県が供与した建設型仮設住宅を撤去する場合に、当該仮設住宅の入居者が他の建設型仮設住宅に転居するための費用のうち、市町村が負担した経費について、当該市町村に対し、応急仮設住宅移転費用負担金を交付する。

#### 2 民間賃貸住宅移転費用負担金（令和4年度～）

- (1) 賃貸型仮設住宅の供与期間が延長された場合で、貸主が継続入居に不同意の場合に、入居者が引越業者や転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者に支払った経費
- (2) 賃貸型仮設住宅（県外避難を含む。）入居世帯で、供与期間延長要件に該当し、かつ、建設型仮設住宅に転居する場合に、入居者が引越業者や転居に伴い移設が必要となる設備の設置・撤去等を行う事業者に支払った経費

##### 【交付基準】

補助率：10/10以内 上限額：1世帯当たり100千円

## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ① 地域営水道施設の復旧支援

#### 支援内容

安定した水道水の提供を早急に受けられるようにするため、被災した地域の組合等が経営管理する水道施設（専用水道は除く）の災害復旧事業に要する経費の一部を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

公営水道の給水区域外で、10人以上又は3世帯以上の住民に給水する地域営水道施設の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設（配水管から最初の止水栓までの部分であって、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある給水施設に限る。）等を原形復旧するために要する経費

##### 【対象者】

上記施設を管理する集落、自治会又は組合等

##### 【交付基準】

・補助率

①概ね3年以内に公営水道と統合する場合：8／10以内

②公営水道と統合しない場合：1／2以内



### ② 農地の自力復旧支援

#### 支援内容

被災した農地について、営農再開につなげるため、農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

- ・被災した農地のうち国庫補助事業の対象とならない小規模災害（復旧事業費が40万円未満）について、農家が自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地及び耕耘等に要する経費（多面的機能支払を活用して復旧した農地を除く）

※小災害債の対象となる場合には、被災市町村が実施できない特別な事情があるものに限る

- ・材料費、労務費、機械経費、その他必要と認められる経費

##### 【支援対象期間】

- ・原則1年

##### 【交付基準】

- ・補助率：1／2以内
- ・上限額：200千円／箇所



農地整備課

## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ③ 私道の復旧

#### 支援内容

被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援する。

※ 生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象】

被災した生活道路である私道（民有地）で、次のすべての要件を満たすもの。  
なお、公簿上の地目の種別は問わないこととする。

- ①一般交通の用に供しているものであること
- ②公道に接続するものであること
- ③幅員が概ね1.8m以上あること
- ④所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること
- ⑤集落等で維持管理しているものであること

##### 【支援対象者】

支援対象の私道を管理する自治会又は集落等

##### 【支援対象経費】

支援対象の私道の被災箇所の原形復旧に要する経費  
（原形復旧の考え方は、一般単独災害復旧事業債と同様）

※ 復旧事業費50万円未満のものを除く。

また、市町村等から補助金がある場合は、当該補助金額を支援対象経費から控除する。

##### 【交付基準】

- ・補助率：対象事業費から50万円を控除した額に1/2を乗じた額以内
- ・上限額：対象事業費1,000万円まで（交付上限額475万円）

## ④ 農業用水路・農道の自力復旧支援

### 支援内容

被災した農業用水路・農道について、営農再開につなげるため、農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。

### 支援対象経費

#### 【支援対象経費】

被災した農業用水路・農道のうち国庫補助事業の対象とならない小規模災害（復旧事業費が40万円未満）における復旧に要する経費（多面的機能支払交付金等の実施箇所を除き、かつ、受益者2戸以上）

※小災害債の対象となる場合には、被災市町村が実施できない特別な事情があるものに限る

- ・材料費、労務費、機械経費、その他必要と認められる経費等

#### 【支援対象期間】

- ・原則1年

#### 【交付基準】

- ・補助率： 2 / 3 以内
- ・上限額： 2 6 6 千円 / 箇所



農地整備課

## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ⑤ 地域コミュニティ施設等の再建支援

#### 支援内容

被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象】

次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等

※具体例：神社、お堂、祠 等

- ①市町村の区域内に存在している施設等であること。
- ②専ら地域(集落)の住民が利用する施設等であること。
- ③専ら地域(集落)の住民が交代で維持・管理している施設等であること。
- ④当該地域(集落)の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。

##### 【支援対象経費】

地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設及び用具に係る以下の原型復旧に要する費用

施設

- ①建替：本体工事、付帯設備(電気、空調、衛生等)、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費 ※土地購入費及び事務費を除く。
- ②修繕：建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費 ※土地購入費及び事務費を除く。

用具

コミュニティで所有し、維持管理する地域固有の伝統芸能及び民族芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に使用する用具の修繕・新調に要する経費(単価3万円以上)

※市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。

##### 【対象者】

上記施設等を管理する集落又は自治会

##### 【交付基準】

補助率：支援対象経費の1/2以内

補助上限：(施設)1件当たり10,000千円 (用具)1件当たり1,000千円

※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする。

## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ⑥ 自治公民館の再建支援

#### 支援内容

被災した自治公民館を所有する集落又は自治会等(認可地縁団体及び認可地縁団体への移行予定団体を除く※)に対して、建替及び修繕に要する経費を支援する。

※ 認可地縁団体は、市町村が補助する場合に、その全額に充当率及び交付税措置率が有利な一般単独災害復旧事業債(100-47.5~85.5%)が活用できるため(H28熊本地震の際に設けられた制度)対象外。なお、集落又は自治会等においては、これを契機に、財産管理の面からも認可地縁団体への移行が望まれるため、市町村において手続き等を助言されることを期待。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象】

次の要件をすべて満たすもので、生涯教育活動の振興のために復旧が必要と当該地域(集落)が属している市町村長が認める施設

- ①市町村の区域内に存在している施設であること。
- ②専ら当該地域(集落)の住民が利用する施設であること。
- ③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、集落又は自治会等で設置し、自主的に管理・運営している施設等であること。
- ④社会教育法に規定する公民館の事業に概ね準じた活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。

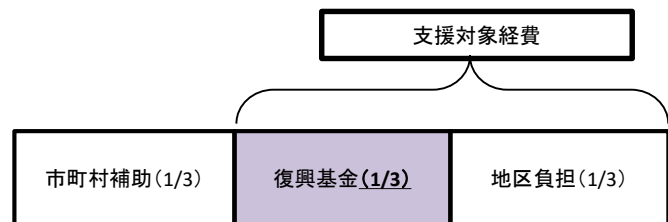
##### 【支援対象経費】

- ①建替: 本体工事、附帯設備工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託費及び建替に必要な解体に要する経費
  - ②修繕: 建物本体、附帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託費に要する経費
- ※建替、修繕とも原形復旧を原則とする(延床面積は従前どおり等)。  
※土地購入費、備品購入費は対象外とする。

##### 【交付基準】

補助率: 支援対象経費の1/2以内

補助上限: 市町村の補助額



【市町村の補助が1/3の場合】

→ 市町村負担が最も少なく、かつ復興基金を最大限活用しているケース

※市町村等から既存の補助金がある場合は、対象経費から控除。  
※ただし、市町村が1/3以上の補助を行う場合は、  
総事業費の1/3に相当する額を交付する。  
(既に交付を受けている場合は差額を交付)



【市町村の補助が2/3の場合】

→ 復興基金の交付額に不公平が生じないよう、1/3相当額を交付

## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ⑦ 消防団詰所等の再建支援

#### 支援内容

地域消防力の機能回復を促進するため、被災した消防団詰所等のうち、市町村以外の民間団体等の所有施設の復旧に要する経費を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

消防団詰所（消防車両や資機材の収納場所と消防団員の待機場所を併設した施設）、消防車両格納庫及び消防水利の復旧に要する経費

##### 【交付基準】

市町村以外の民間団体等が所有するもの

補助率：整備に要する対象経費の1/2以内

補助上限

##### ・建替

消防団詰所	4,000千円 × 1/2 =	2,000千円
消防車両格納庫	2,400千円 × 1/2 =	1,200千円
防火水槽	1,000千円 × 1/2 =	500千円

##### ・改修

消防団詰所	2,000千円 × 1/2 =	1,000千円
消防車両格納庫	1,200千円 × 1/2 =	600千円
防火水槽	200千円 × 1/2 =	100千円
消火栓	150千円 × 1/2 =	75千円

※ 市町村等から補助金がある場合は、補助対象経費から控除する。

消防保安課

## ⑧ 法定外公共財産関連施設復旧支援事業

### 支援内容

里道や水路等の法定外公共財産及びそれと一体的な機能を有する施設(※)の災害復旧に当たり、災害復旧を行う者に対する被災市町村の補助に要する経費を支援する

※:ため池(遊水池)等で、法定外水路や公的排水機場と一体となってその機能を発揮するもの

### 支援対象経費

#### 【支援対象経費】

災害復旧を行う者に対する補助に要する経費。ただし、適債経費(一般単独災害復旧事業債が充当可能な場合)を除く

#### 【支援対象期間】

- ・原則1年

#### 【交付基準】

- ・補助率： 本事業による市町村負担額の85.5%以内  
ただし、補助対象となる市町村負担額は、災害復旧を行う者が実施した事業費の1/2以内とする。
- ・上限額： なし

## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ⑨ 林業者の森林作業道の自立復旧支援事業

#### 支援内容

森林作業道の被災により間伐等の森林整備が困難となっている被災地域において、林道等の復旧後に円滑に事業活動が再開できるよう、林業事業者が行う森林作業道の復旧について支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

被災した森林作業道のうち国庫補助事業の対象(1箇所当たりの事業費が20万円以上のもの)とならない箇所における復旧に要する次の経費(受益者2戸以上)。

・原材料費、燃料代、機械借上費、労務費等

##### 【支援対象者】

森林作業道復旧を行う林業者

##### 【交付基準】

- ・補助率1/2以内
- ・上限額310千円/路線





## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ⑩ 被災保護者団体等の公立学校施設設備等の復旧支援

#### 支援内容

保護者団体等（PTA、同窓会など児童生徒の保護者や学校OB・OG等が組織する団体。以下同じ。）が公立学校に設置・所有する施設設備・用具のうち、学校教育活動のために必要と市町村が認めるものの復旧に要する経費（以下「復旧費」）の一部を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象】

被災した公立学校の施設設備・用具のうち、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 保護者団体等が設置・所有するもので、かつ、公立学校が所在する市町村が学校教育活動のために必要と認めるものに係る復旧費
- (2) 1件当たりの復旧費が3万円以上（ただし、消耗品は除く）であること
- (3) 1校当たりの復旧費の総額がPTA会費相当（年額5万円） $\times 1/10 \times$  在校生数を超えていること

##### 【支援対象経費】

・需用費、備品購入費、工事請負費（本体、付帯設備、外構工事等）、委託料（設計管理委託等）

※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする。

※国からの補助金等（保険金、民間団体等からの補助金・寄附金等を含む）がある場合は、補助対象経費から控除する。

##### 【交付基準】

補助率：支援対象経費の2/3以内

## 【基本事業4】 公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援

### ⑪ 被災文化財(指定文化財及び国登録文化財)復旧支援事業

#### 支援内容

被災した民間所有の文化財の保全のため、国庫補助や熊本県文化財保存整備費補助を活用してもなお残る民間所有者負担について、市町村が交付する軽減措置に対し、必要な経費相当額を交付する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象】

民間が所有する国指定文化財、県指定文化財、市町村指定文化財及び国登録文化財の復旧費を補助する市町村

##### 【負担割合】

○国指定、県指定、市町村指定文化財

- ・所有者負担額の1/2以内

○国登録文化財

- ・設計監理費:所有者負担額の1/2以内
- ・工事費:所有者負担額の2/3以内

##### (1)国指定

国庫補助 70~85% ※所有者の収入に応じて変動	県補助 5~10%	所有者負担額	
		復興基金 2.5~10%	所有者 2.5~10%

##### (2)県指定

県補助 50%	所有者負担額	
	復興基金 25%	所有者 25%

##### (3)市町村指定

市町村補助 50%	所有者負担額	
	復興基金 25%	所有者 25%

##### (4)国登録

##### ①設計費

国庫補助 70%	県補助 10%	所有者負担額	
		復興基金 10%	所有者 10%

##### ②工事費

所有者負担額	
復興基金 66.6%	所有者 33.3%

## ⑫ 漁船航路復旧支援事業

### 支援内容

令和2年7月豪雨により河川から流出した土砂の堆積によって漁船の航行に支障となっている航路（漁港区域外の一般海域）について、円滑な漁業活動が行えるよう、市町が実施する堆積土砂撤去の経費の一部を支援する。

### 支援対象経費

#### 【支援対象経費】

土砂が堆積した漁船航路のうち、一般海域における堆積土砂撤去に要する工事費

#### 【支援対象者】

当該航路を利用する漁船が属する漁港管理者（市町）

#### 【支援対象期間】

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 【交付基準】

補助率：1／2以内

漁港漁場整備課

## 【基本事業5】 産業復興

### ① 商店街等街路灯管理支援

#### 支援内容

被災した商店街等の管理団体が所有する街路灯・防犯灯の電気料について、事業者の移転、休業及び廃業等により残る事業者の負担が大きくなり支払いが困難となった商店街等のうち、地域住民の安心・安全を担保する等の理由から市町村が負担することとなった商店街等を対象に支援を行う。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

街路灯・防犯灯などの電気料

##### 【支援対象者】

事業者の移転、休業及び廃業等により、残る事業者の負担が大きくなり支払いが困難となった商店街等のうち、市町村が電気料の一部または全部を負担する商店街等。

※支払が困難となった商店街等とは、被災後、事業者の数が震災前より2割以上減少した商店街や管理組合など。

##### 【交付基準】

補助率：本来商店街等が負担すべき電気料の1/2以内

上限額：6千円/灯/年

## 【基本事業5】 産業復興

### ② 仮設商店街整備支援

#### 支援内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する令和2年7月豪雨による事業用仮施設設整備支援事業を活用して、仮設商店街を設置する場合の経費を支援する。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

仮設商店街の整備に要する経費  
(土地の借地、土地の造成、地盤改良、看板設置、建物等賃借に必要な経費)

##### 【支援対象者】

独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する令和2年7月豪雨による事業用仮施設設整備支援事業を活用した仮設商店街

##### 【支援対象期間】

令和2年7月から独立行政法人中小企業基盤整備機構が助成する令和2年7月豪雨による事業用仮施設設整備支援事に基づく事業実施期間

##### 【交付基準】

補助率: 10/10以内  
上限額: 1商店街当たり10,000千円

商工振興金融課

## 【基本事業5】 産業復興

支援期間終了

### ③ 仮設商店街にぎわい創出支援事業

#### 支援内容

本格的な地域の商店のにぎわい再建に向け、事業の継続に取り組む仮設商店街の活動を強力に支援するため、仮設商店街のにぎわい創出のためのイベント等を実施した市町村（間接補助も含む）に対し補助を行う

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

仮設商店街のにぎわい創出及び売上向上に資するイベント等に要する経費  
（謝金、旅費、賃借料、広報費、印刷費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託料、雑役務費等）

##### 【支援対象者】

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が助成する令和2年7月豪雨災害による事業用仮設施設整備支援事業により整備した仮設商店街

##### 【交付基準】

補助率：10／10以内  
上限額：1商店街当たり1,000千円

##### 【事業期間】

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

## ④ 畜産物輸出再開支援事業

### 支援内容

令和2年7月豪雨で被災した食肉加工施設や食肉センターを運営する者が取得する畜産物の輸出認定に要する経費の一部を補助する。

### 支援対象経費

#### 【支援対象経費】

- ・球磨川流域12市町村で食肉加工施設や食肉センターを運営する者が取得する、以下の輸出認定に要する経費。
    - ①施設認定に係る費用、②広報資料作成費、③申請書の翻訳等に要する費用
    - ④ハラール認証等を掲示する看板等作成費用
    - ⑤その他輸出拡大、販路拡大のために実施する輸出国や販路開拓に必要と認められる経費
- ※国又は県の補助金等における対象経費は除く。

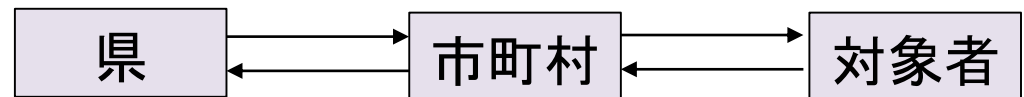
#### 【支援対象期間】

- ・令和5年4月1日から2年間

#### 【交付基準】

- ・補助率：1／2以内

### 事業スキーム



畜産課

## 【基本事業6】 防災・減災対策

支援期間終了

### ① 田んぼダム協力支援事業

#### 支援内容

田んぼダム実験事業に協力する農業者に対して農業保険加入への一部助成や、水稻に被害が生じた場合の補てん制度を設け、円滑な導入を図る。

#### 支援対象経費

#### (1) 田んぼダム協力支援金事業

##### 【対象者】

- (1) 田んぼダム実験事業に協力する農業者
- (2) 次の要件のいずれかを満たす者
  - ① 農作物共済(水稻)の全相殺方式9割補償に加入  
ただし、上記①に加入できない者は、半相殺方式8割補償に加入(農業共済組合の証明必要)
  - ② 収入保険の9割補償に加入

##### 【支援対象】

農業保険に加入にあたり、増額する掛金相当額を支援する。

##### 【交付基準】

補助率: 定額(2,000円/10a)

##### 【支援対象期間】

令和3年度～令和4年度

#### 【事業のイメージ】

補償割合	引受収量	自己責任部分相当額(1割) (2)	農家負担掛金
10割	600 kg		2,506 円
9割	540	(1)	差額 ≒ 2,000 円
7割	420		589 円

(1) 田んぼダム協力支援金事業

(2) 田んぼダム協力農家収入補てん事業

※ 自己責任部分相当額(1割)の補てん額

$60\text{kg}(600\text{kg}-540\text{kg}) \times 195\text{円}(1\text{kg当り共済金額}) = 11,700\text{円}$

#### (2) 田んぼダム協力農家収入補てん事業

##### 【対象者】

田んぼダム実験事業の実施により、水稻の損害を被った農業者

##### 【支援対象】

農業保険で補償できない自己責任部分相当額(1割)を補てんする。

##### 【支援要件】

市町村が以下の要件を全て認定した場合

- ① 田んぼダム協力支援金事業の助成対象者
- ② 対象ほ場において水深25cm以上で24時間以上の湛水が認められる
- ③ 収穫量が基準収穫量の9割以下

##### 【交付基準】

補助率: 定額(11,700円/10a)

##### 【支援対象期間】

令和3年度～令和4年度



## 【基本事業6】 防災・減災対策

### ② 球磨川水系防災・減災ソフト等対策事業

#### 支援内容

令和2年7月豪雨災害の検証結果等を踏まえ、市町村が取り組む防災・減災ソフト対策支援を強化し、球磨川水系の洪水から人命を守り、財産被害の最小化を図る。

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

以下の要件を満たす球磨川水系の水害対策に資する事業のうち、別紙に掲げるものとする

- ①国又は県の他の補助金等の交付を受けるものは除く
- ②地財措置がある場合は、地財措置後の市町村の実質負担額を対象経費とする。

##### 【交付基準】

・補助率：

##### <地財措置がある場合>

- ①通常事業：支援対象経費（市町村の実質負担額）の2／3以内
- ②重点事業：支援対象経費（市町村の実質負担額）の3／4以内（R3～R4限定）

##### <地財措置がない場合>

- ①通常事業：支援対象経費の2／3以内
- ②重点事業：支援対象経費の3／4以内（R3～R4限定）

(別紙)

## 洪水による今回のような被害を二度と生じさせないため、 人命を守るソフト対策を躊躇なく実施

基本理念

重点取組み（2年間）

逃げ遅れゼロの推進

市町村の防災力の底上げ

<支援対象事業> (◆)重点取組み

防災情報の提供	避難体制の強化	地域防災・水防活動
1 ハザードマップ・マイハザードマップの作成 2 防災関係機関との情報共有体制の構築 3 河川監視カメラの設置 (◆) 4 水位計と連動したサイレンの設置 (◆) 5 防災行政無線等の整備(◆) 6 防災情報伝達手段の確保	7 家屋の嵩上げ・ピロティー化、浸水防止設備設置への助成 8 避難所、避難場所、避難路、避難誘導案内板等の整備 9 避難行動要支援者に係る避難支援体制の構築 10 内水対策として実施する排水機能の確保 11 緊急用ヘリコプターの離着陸場の整備 12 災害に強いまちづくりに向けた土地利用の検討 13 予防的避難の実施 14 広域避難の実施	15 地域防災計画の策定、見直し 16 水防資機材の購入 17 水防訓練の実施 18 住民の防災意識向上のための研修、防災リーダーの育成等 19 自主防災組織等の強化、自主防災訓練の実施支援 20 備蓄物資の購入 21 水害被害を補償する保険、共済への加入促進

# 【基本事業7】復興まちづくり支援

## ① 復興まちづくり拠点施設整備等支援事業

### 支援内容

- 令和2年7月豪雨からの創造的復興に向け、復旧・復興プランに掲げられた将来ビジョンの実現に資する復興まちづくり拠点施設（以下「拠点施設」という。）を整備する市町村、または、拠点施設を整備する地域団体等に対し費用を助成する市町村を支援する。

### 支援対象経費

※活用にあたっては事前に球磨川流域復興局へ相談すること。

#### 【補助対象事業】

- ・ 拠点施設の整備に向けた基本計画の費用
- ・ 拠点施設の整備・改修等に要する費用

#### 【補助対象経費】

- 補助対象経費は、既存の国・県の補助事業や交付金事業等の対象外のものとする。なお、活用可能な補助事業等がない場合はこの限りではない
  - ・ 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費
  - ・ 補助対象外経費は以下のとおり
    - ① 土地の取得、貸借、補償に要する経費
    - ② 既存施設の修繕、購入、撤去、処理等に要する経費
    - ③ その他知事が不相当と認める経費

※ 次のような場合は、原則本事業の対象外とする。

- ・ 国庫補助事業等に該当するものであるのにも関わらず、事務手続きの煩雑等を理由に本事業を活用することが明らかな場合
- ・ 申請していた補助事業等が採択されなかったことのみを理由として、本事業を活用する場合

#### 【支援対象期間】

- ・ 令和5年4月1日以降

#### 【交付基準】

- ・ 対象 令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村（球磨川流域12市町村及び津奈木町）
- ・ 補助率 1/2

## 【基本事業7】復興まちづくり支援

### ② 消防体制強化推進事業

#### 支援内容

令和2年7月豪雨災害の経験を踏まえ、今後の激甚化・広域化する災害に的確に対応するため、球磨川流域等の市町村を管轄する消防本部が取り組む消防指令の共同運用や消防広域化の検討など消防力強化に必要な経費を負担する市町村を支援

#### 支援対象経費

##### 【支援対象経費】

- ① 消防本部における消防指令共同運用の検討・体制整備等に必要な経費に係る市町村負担金
- ② 消防本部における消防広域化の検討・体制整備等に必要な経費に係る市町村負担金

##### 【支援対象者】

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村

##### 【交付基準】

交付率：10/10以内

上限額：① 消防指令共同運用に取り組む場合、25,000千円/1消防本部

② 消防広域化（消防指令共同運用を含む）に取り組む場合、50,000千円/1消防本部

##### 【事業期間】

令和5年度から令和11年度まで

消防保安課

## 【基本事業7】復興まちづくり支援

### ③ グリーンニューディール創造支援事業

#### 支援内容等

##### 【背景・課題】

令和2年7月豪雨発災以降、球磨川水系の治水対策、道路・橋梁等のインフラの復旧や復興まちづくりなど、被災地の復旧・復興は着実に進んでいる。一方、被災地では、災害を契機とした人口減少や産業の衰退に歯止めがかからず、消滅の危機に直面する集落も存在している。今後の球磨川流域、さらには県南地域の再生・発展に向けては、TSMC進出効果の波及も見据えた、地域活性化の起爆剤となる新たな取組み・プロジェクトの創出が不可欠である。

##### 【支援内容】

球磨川流域の持続可能な地域としての再生・発展に向け、「人材不足」「魅力ある働き場の確保」「新たな産業の創出」などの地域課題の解決に向けて、球磨川流域圏として地域横断的に、新たなプロジェクトや事業の創出に取り組む市町村を支援する。

#### 支援対象

##### 【支援対象経費】

民間企業・外部人材のノウハウの活用やマッチング、ドローン等DXを活用した新たな事業の掘り起こし・人材育成等、地域課題の解決に向けた新たなプロジェクト・事業の創出を目的とする、地域横断的なプラットフォームや協議会、中間支援組織等の構築・運営に要する経費に係る市町村負担金等

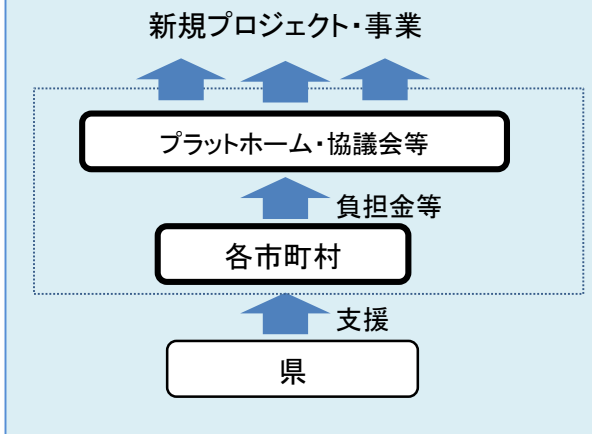
【支援対象期間】 令和6年4月1日から3年間

【交付対象】 令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村  
(球磨川流域市町村及び津奈木町)

【補助率】 10/10以内(上限:一市町村あたり2,000千円)

#### 【事業スキーム】

※県補助金・国交付金等、既存制度で支援



球磨川流域復興局

## 【基本事業7】復興まちづくり支援

### ④ 豪雨災害の記憶・教訓伝承推進事業

#### 支援内容

令和2年7月豪雨からの復旧・復興が着実に進む中、災害の記憶が薄れ、その風化が懸念されている。市町村等が行う令和2年7月豪雨の経験や教訓の後世への伝承及び、幅広い情報発信に係る費用の一部を支援する。

#### 支援対象経費

【補助対象事業】※補助対象経費は、既存の国・県の補助事業等の対象外のものとする。

- (1) 災害の記憶・教訓の蓄積・発信  
・追悼、復興関連行事開催経費 等
- (2) 後世への伝承を目的とした人材育成・環境整備  
・「語り部」育成・活動経費 等

#### 【支援対象期間】

令和6年4月1日以降

#### 【交付基準】

対 象：令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン対象市町村（球磨川流域12市町村及び津奈木町）

補助率：1/2

補助上限額：1市町村当たり 1,000千円/年